

道路協力団体指定準則等の 改正について

国土交通省 道路局
環境安全・防災課
令和元年9月

業務内容の充実を図るため、以下の通り、活動実施申請区間の考え方を見直します。

従来

【業務実施申請区間の定義】

- ・5年間の実績で申請可能（協定締結時には2年間で申請可）
- ・1号業務の実績のみを対象
- ・1号業務の実施区間内のみしか収益活動を実施できない。

〔イメージ〕

4号：調査研究

5号：普及啓発活動
(実績対象外)

1号：清掃活動
(実績対象)

2号：収益活動

※ 1号業務の実施区間内のみ

道の駅・無人PA・駅前広場など

3号：情報発信
(実績対象外)

見直し

【業務実施申請区間の定義】

- ・指定後、活動を実施した新規区間は2年間の実績で申請可能
- ・1号業務以外の活動実績（2～6号業務）についても申請可能
- ・活動実績のある申請区間内での2号業務(収益活動)を可能とする。

〔イメージ〕

4号：調査研究

5号業務(普及啓発活動)を
実績対象に

1号：清掃活動
(実績対象)

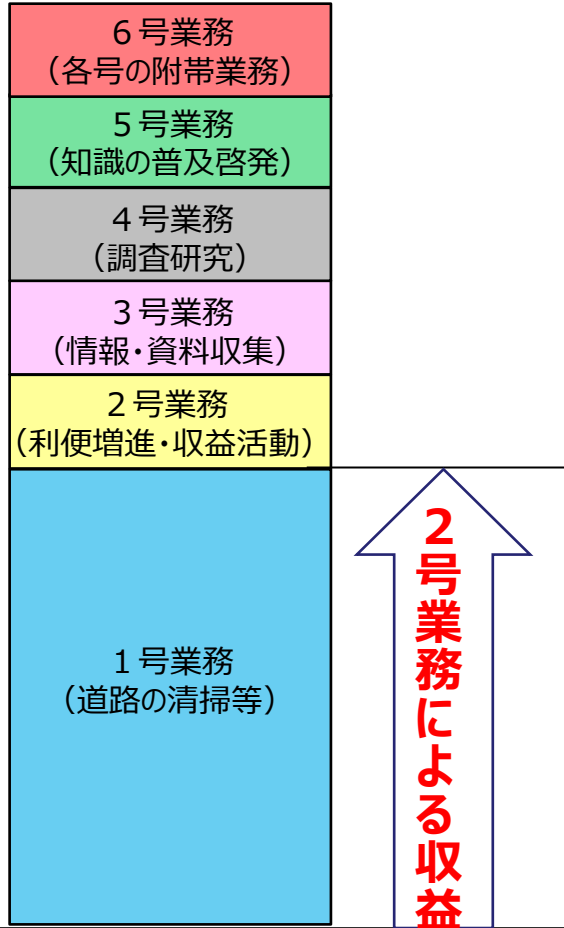
道の駅・無人PA・駅前広場など

3号業務(情報発信)を実績対象に
2号業務(オープンカフェ等)が可能に

※ 2号業務の実施箇所では、
1号業務(清掃活動)を必須とする。

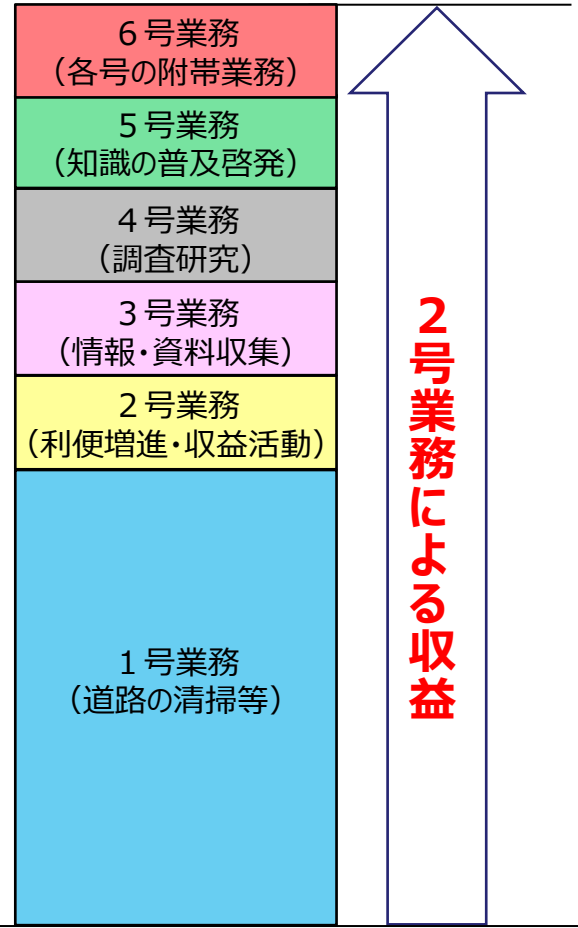
収益使途の拡大を図るため、以下の通り、収益の還元可能な業務範囲を見直します。

従来



○ 2号業務による収益を1号業務のみに充当

見直し



○ 2号業務による収益を1～6号業務に充当
※ 1号業務がおろそかにならないよう、
1号業務に充当した上で他業務に充当

その他主な変更点

○指定する期間、更新

- ・道路協力団体に指定する場合、その期間は**5年間**を上限
- ・指定期間の終了後継続して指定を希望する場合には、次期の活動実施計画書を提出し、審査の上、再度指定されることが必要

○保険の加入

- ・活動中（道路上での清掃活動など）の事故等万が一の時に備えるため、保険に加入するようお願いします。